

書店経営者向け

2025.6版

支援施策活用ガイド



目次

Contents

まずはこちらから
お読みください



① 経営全般に関わるお困りごとを相談したい方

よろず支援拠点 . . . 02

② 売上拡大、業務の効率化に取り組みたい方

i. 売上拡大に繋がる販路開拓に取り組みたい

小規模事業者持続化補助金 . . . 03

(小規模事業者の販路開拓や、それと併せて行う生産性向上の取組を支援する制度)

ii. 業務効率を高めるPOSレジなどITツールの導入したい

IT導入補助金 . . . 05

(業務効率化やDX等に向けたITツール導入を支援する制度)

③ 事業承継やM&Aを考えている方

事業承継・引継ぎ補助金 . . . 07

(中小企業・小規模事業者の事業承継やM&A等を支援する制度)

④ 新たな分野における顧客獲得を目指したい方

中小企業新事業進出補助金 . . . 08

(既存事業とは異なる、新市場・高付加価値事業への進出にかかる設備投資等を支援する制度)

⑤ 新たに書店の開業を考えている方

新規開業資金 (融資)

創業関連保証 . . . 09

中小企業庁HPのご案内 . . . 10

支援施策利用者の声 . . . 12

よろず支援拠点



「よろず支援拠点」は、経済産業省・中小企業庁が全国47都道府県に設置する**ワンストップ経営相談窓口**です。中小企業・小規模事業者に類する書店の皆様の売上拡大、経営改善など経営上のあらゆるお悩みの相談に**無料**に対応します。相談については、中小企業支援の知見を有する専門コーディネーターが担当します。まずは、お気軽にお問合せください。

経営上のお悩みは、 ぜひ専門家にご相談ください！

新しい販路を開拓したい

広告・宣伝の方法がわからない

新規事業を考えたい

事業計画書を作りたい

活用可能な補助金を知りたい

人材確保に向けたアドバイスが欲しい

資金繰りを相談したい

今後の経営方針を検討したい

よろず支援拠点では、関係機関とも連携し経営上のあらゆるお悩みにワンストップで対応しています。本ガイドブックに掲載されている支援施策を活用するための**アドバイスも受けることができます**。まずはお近くの各都道府県よろず支援拠点のHPをご覧ください。また、商工会・商工会議所にも経営相談窓口は設置されています。経営上のお悩みはお一人で抱えず、ぜひお近くの相談窓口にご相談ください。



〇〇県よろず支援拠点



よろず支援拠点一覧ホームページ

<https://yorozu.smrj.go.jp/base/>

小規模事業者持続化補助金



活用事例 ①

本屋ルヌガンガ

古書販売のための本棚増設によるビジネス拡大

●事業者の概要

2017年創業。一冊ずつセレクトした「選書」を中心に新刊を取り扱う書店であり、カフェスペースを併設している。読書会や著者トークショーなど定期的にイベントを開催している。

●今後の経営プラン

利益率向上のため「古書の買取り販売事業」に進出。古書という商材を新たに導入することで、新規顧客を獲得し販路開拓につながり、従来ビジネスとの相乗効果を期待。

●補助事業の取組

新刊書とは別のスペースで古書を販売するための本棚を増設した結果、想定を上回る売上増加となった。



活用事例 ②

株式会社スガイ書店

子供向けイベント開催による来店促進への取組

●事業者の概要

1920年に創業。100年を超える地域密着型の町の本屋さんであり、2階の空きスペースの一部を貸店舗として活用。

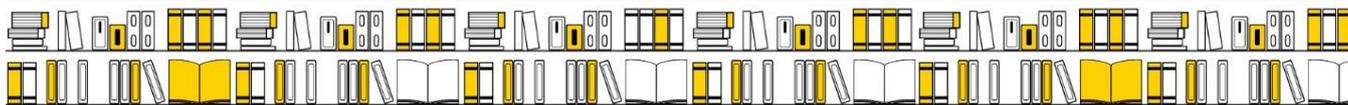
●今後の経営プラン

学習用ドリル等の学校教材の取り扱いをPRすることで、新たな顧客を獲得し今後の来店促進を目指す。

●補助事業の取組

ファミリー層をターゲットとした新規顧客獲得を目指し、小学生向けイベントの開催を計画。小学生向けイベントについて折り込みチラシを活用し地域住民へ周知した結果、イベントには多くの来場者が訪れ、その後の来客数増加に繋がった。





小規模事業者持続化補助金とは

小規模事業者の販路開拓の取組を支援する制度です。本制度に申請するためには、商工会・商工会議所の支援を受けながら、持続的な経営に向けた経営計画を作成していただく必要があります。

補助
対象

書店の場合：商業・サービス業（宿泊業・娯楽業除く）

常時使用する従業員の数 **5** 人以下の法人、個人事業、特定非営利活動法人

※常時使用する従業員には、会社役員や個人事業主本人、一定条件を満たすパートタイム労働者は含みません。

補助率

2 / 3 以内

（賃金引上げ特例を活用した事業者のうち赤字事業者は 3 / 4）

補助
上限

50 万円（一般型通常枠）、**200 万円**（創業型）

特例

インボイス特例：補助上限額を一律50万円引上げ（一般型通常枠・創業型）

賃金引上げ特例：補助上限額を一律150万円引上げ（一般型通常枠のみ）

対象
経費

①機械装置等費 ②広報費 ③ウェブサイト関連費 ④展示会等出展費（オンラインによる展示会・商談会等を含む） ⑤旅費 ⑥新商品開発費 ⑦借料 ⑧委託・外注費

ホームページ・お問い合わせ先

ご活用を検討いただく場合は、下記の問い合わせ先までご相談ください。

一般型通常枠（商工会議所の管轄地域で事業を営んでいる方）

ホームページ：<https://r6.jizokukahojokin.info/>

問い合わせ先：商工会議所地区 補助金事務局 03-6634-9307



一般型通常枠（商工会地区の管轄地域で事業を営んでいる方）

ホームページ：https://www.jizokukanb.com/jizokuka_r6h/

問い合わせ先：地域の商工会



創業型

ホームページ：<https://r6.jizokukahojokin.info/sogyo/>

問い合わせ先：小規模事業者持続化補助金＜創業型＞事務局 03-6739-3890



IT導入補助金



活用事例

株式会社吉見書店

書籍の販売管理システム（顧客管理、売上、売掛、請求業務）の導入

●導入ITツール

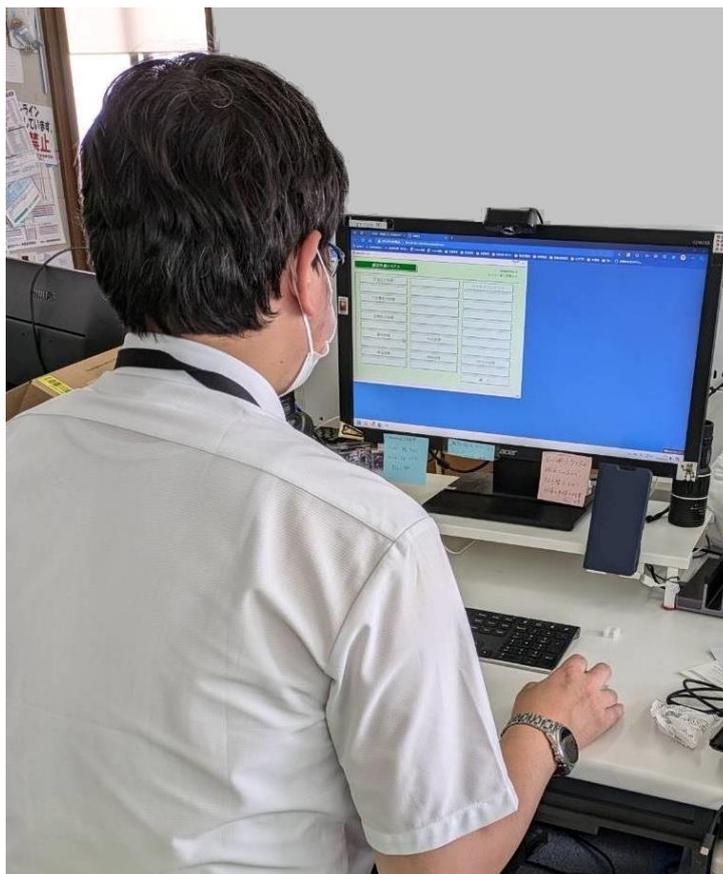
「外商システム」（書籍販売管理システム）

●導入経緯

既存システムの老朽化により、使い勝手の良いクラウド管理システム導入を検討していたため、IT導入補助金を活用した。

●導入後の成果

旧システムは、インターネット使用不可のPCだったが、導入した外商システムはクラウドのため、席を移動せず様々な業務が可能となり、外商事務の効率が向上した。また、発注書等のPDF化が可能になり作業が簡略化されたことで、月に何度もあった締日を基本は月末に統一するなど運用面も改善した。顧問税理士・システムエンジニアと連携し、職員の意識改革として、外商システムを店舗レジのような感覚で事前に書類を打ち込むことを徹底した結果、全てまずは外商システムを通すという共通認識が確立し、正確な会計が可能となった。その結果、残業時間の削減や休暇取得向上に繋がった。



書店での活用想定ITツール

●会計システム

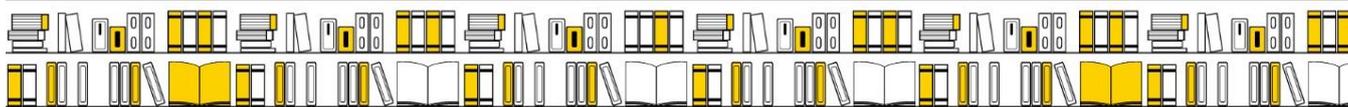
振替・入出金伝票の入力により総勘定元帳や試算表に自動転記しデータが反映するため業務効率化を実現。

●受発注管理システム

受注、発注、請求、入金、支払から売上や仕入れ業務など、受発注のあらゆる情報をクラウド上で一元管理。

●POSシステム

インボイス制度に対応した決済機能、販売管理や在庫管理、顧客管理、ポイント管理による業務効率化を図る。



IT導入補助金とは

事業者の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDX等に向けたITツール（ソフトウェア、サービス等）の導入を支援する制度です。本制度に申請するためには、事前に登録されたIT導入支援事業者とパートナーシップを組んで申請することが必要となります。

補助対象

書店の場合（小売業）

資本金の額又は出資の総額が **5千万円**以下の会社又は常時使用する従業員の数が **50人**以下の会社及び個人事業主

※常時使用する従業員には、会社役員や個人事業主本人、一定条件を満たすパートタイム労働者は含まれません。

補助率

原則 1 / 2 以内（※枠・タイプによって異なる）

補助上限

50 ～ 450 万円（※枠・タイプによって異なる）

特別枠

特定の要件を満たした事業者に補助率の引き上げや対象経費の拡充を行う特別枠を設定しています。詳細は下記ホームページをご確認ください。

対象経費

①ソフトウェア購入費 ②クラウド利用費（クラウド利用料最大2年分）

③導入関連費 ④ハードウェア関連費 ⑤サービス利用料

※事前に事務局の審査を受け、補助金ホームページに公開（登録）されているITツールが対象になります。

※④⑤は特定の要件を満たす場合にのみ対象経費として認められます。

ホームページ・お問い合わせ先

ご活用を検討いただく場合は、IT導入補助金事務局までご相談ください。補助金に関するお問い合わせ先、ホームページは右記となります。

IT導入補助金事務局ホームページ

<https://it-shien.smri.go.jp/>

IT導入補助金事務局コールセンター

0570-666-376（通話料がかかります）



事業承継・M&A補助金



中小企業・小規模事業者の事業承継やM&A等を支援する制度です。支援の対象によって、①事業承継促進枠、②専門家活用枠、③PMI推進枠、④廃業・再チャレンジ枠の4つに分かれています。また、公募回によっては、いずれかの枠のみを公募する場合があります。

補助対象

書店（小売業）が申請する場合

資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人事業主

※常時使用する従業員には、会社役員や個人事業主本人、一定条件を満たすパートタイム労働者は含みません。

補助率

1 / 3 ・ 1 / 2 ・ 2 / 3 以内（枠によって異なる）

補助上限

150万円 - 2,000万円

（枠・要件によって異なる）

対象経費

- ①事業承継促進枠…設備費、産業財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費等
- ②専門家活用枠…中小企業庁のM&A支援機関に係る登録制度に登録した専門家への委託費等
- ③PMI推進枠…設備費、外注費、委託費等
- ④廃業・再チャレンジ枠…廃業支援費 在庫廃棄費 解体費 原状回復費 リースの解約費等

ホームページ・お問い合わせ先

事業承継・M&A補助金事務局ホームページ

<https://jsh.go.jp/>



事業承継・M&A補助金事務局（専門家活用枠）

050-3145-3812

④ 新たな分野における顧客獲得を目指したい方

中小企業新事業進出補助金



既存事業とは異なる、新市場・高付加価値事業への進出にかかる設備投資等を支援する制度です。補助金の交付には、新事業進出要件、付加価値額要件、賃上げ要件等の要件を満たす3～5年の事業計画に取り組む必要があります。

補助対象

中小企業者※

※小売業の場合は、資本金5千万円以下又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社又は個人

補助率

1 / 2

補助上限

小売業で従業員規模20人以下の場合

2,500万円（3,000万円）

※従業員数によって異なる

※賃上げ特例要件を満たす場合、括弧内の補助上限額を適用

対象経費

- ①建物費（建物の建設・改修、建物の撤去）
- ②機械装置・システム構築費（設備、専用ソフト購入・リース）
- ③技術導入費
- ④専門家経費
- ⑤運搬費
- ⑥クラウドサービス利用費
- ⑦外注費
- ⑧知的財産権等関連経費
- ⑨広告宣伝・販売促進費 等

ホームページ・お問い合わせ先

新事業進出補助金事務局ホームページ

<https://shinjigyoushinshutsu.smrj.go.jp/>



よくあるご質問

<https://shinjigyoushinshutsu.smrj.go.jp/faq>

新事業進出補助金事務局コールセンター コールバック予約システム

<https://shinjigyoushinshutsu.smrj.go.jp/callback>

⑤ 新たに書店の開業を考えている方

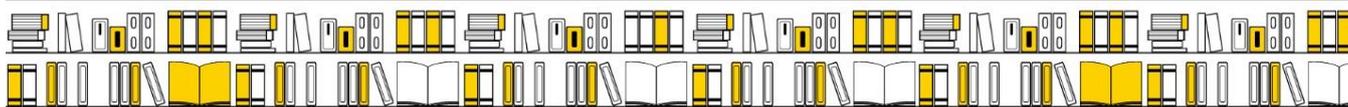
新規開業・スタートアップ支援資金【日本政策金融公庫】

ご利用 いただける方	「新たに事業を始める方」または「事業開始後おおむね7年以内の方」
制度の 主な特徴	<p>融資限度額は、7,200万円（うち運転資金は、4,800万円） 設備資金は20年以内、運転資金は原則10年以内と、長期での返済が可能 （元金の据置期間は5年以内） 適用利率は、基準利率（2.6%（注1）） ※ ただし、「女性」または「35歳未満もしくは55歳以上」の方は、基準利率▲0.4%（注1） 「創業期の方（注2）」は、上記利率から0.9%または0.65%引下げ（注3） 創業期の方（注2）は、原則、無担保・無保証で利用可能</p> <p>（注1） お使いみちや担保の有無、融資期間等によって異なる利率が適用されます。 （注2） 新たに事業を始める方または、事業開始後税務申告を2期終えていない方 （注3） 雇用の拡大を図る場合は0.9%、それ以外の場合は0.65%引下げ （※） 審査の結果、ご希望に添えない場合があります。各融資制度の詳しい融資条件等は、日本政策金融公庫にお問い合わせください。（事業資金相談ダイヤル：0120-154-505）</p>
事例	<p>大手書店での業務経験を生かし、思い入れのある地域での創業を検討 →公庫は事業者との面談を通して、創業計画をブラッシュアップするなどサポート →創業を契機とした地域活性化の取組み等を踏まえ、創業資金の調達が実現</p>

創業関連保証【信用保証協会】



ご利用 いただける方	<p>①～⑤のいずれかに該当される方</p> <p>①創業予定の方（創業計画段階にあり、今後創業する方） ②創業後5年未満の方 ③新たに会社（分社）を設立した中小企業 ④廃業後5年未満の方 ⑤個人事業主から法人を設立された方のうち、個人事業主としての創業から5年未満の方</p>
制度の 主な特徴	<p>保証限度額は3,500万円・保証割合は100%保証であり、全額を保証可能 保証料率は各信用保証協会所定 上記①～⑤に該当する方は原則、無担保で利用可能</p>



中小企業庁HPのご案内



補助金等公募案内

中小企業庁 補助金等公募案内



本ガイドブックに掲載している補助金等は、常時公募されているとは限りません。現在公募中のものについては、中小企業庁のホームページをご確認ください。

The screenshot shows the homepage of the Small Business Administration (SBA) website. At the top left is the SBA logo. On the right, there are links for '本文', 'サイトマップ', 'English', and '文字サイズ' (with '標準' and '大' options). Below these is a search bar with the text 'サイト内検索' and a '検索' button. A navigation menu contains five items: '中小企業庁について', '審議会・研究会', '白書・統計', '政策について', and '申請・お問合せ'. The breadcrumb trail reads 'ホーム > 申請・お問合せ > 調達・予算執行 > 補助金等公募案内'. The main heading is '補助金等公募案内'. The body text states: 'このページでは、中小企業支援策実施に関する委託費、補助金等の公募に関する情報を掲載しています。その他の公募案内については「入札・調達・その他の公募案内」をご覧ください。中小企業庁が所管する補助金、認定計画等に申請された情報は「中小企業庁関連事業データ活用ポリシー」に基づき、効果的な施策立案や経営支援等のために活用しております。'

<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/koubo/index.html>

支援施策チラシ

中小企業庁 支援施策チラシ



補助金等の支援策ごとに内容を簡単にまとめたチラシもホームページに掲載しています。本ガイドブックの情報は令和7年5月時点の情報を元に作成しており、制度の内容が変更になる場合もございますので、最新情報はこちらをご確認いただくようお願いいたします。なお、チラシについては公募開始時期が決定してから掲載する補助金もございますので御注意ください。

効率よく公募開始などの重要情報を収集するには、「中小企業庁X」や「ミラサポPlus」、「e-中小企業ネットマガジン」の利用がおすすめです。ぜひご登録いただき、情報収集にご活用ください。

中小企業庁X https://x.com/meti_chusho

ミラサポPlus <https://mirasapo-plus.go.jp/> (会員登録でのメール配信設定で直接情報を受け取れます)

e-中小企業ネットマガジン https://www.chusho.meti.go.jp/e_chusho/melma.html

支援施策利用者の声



○ お話を伺った方

本屋ルヌガンガ 店主 中村 勇亮さん

ールヌガンガさんはどんなお店ですか？

2017年にオープンした、香川県高松市の書店です。「売れている本が当たり前並んでいる」事にこだわらず、さっと棚全体を見渡しやすいサイズ感を活かし、一冊一冊選書してこれまで触れることのなかった本との「未知との遭遇」の機会をお届けしています。地域の皆様にリピーターになっていただけるよう、空間づくりと居心地の良さにこだわっていて、コーヒーやビールを飲みながら本を選ぶこともできます。より深く本を楽しめるような機会も提供していて、週に2回ほどのペースで読書会やトークイベントなどを開催しています。

ー活用された支援施策について教えてください。

創業時にインターネットで**よろず支援拠点**の存在を知り、相談に伺いました。その結果、問題点の洗い出しから資金調達、日々の経理処理、市場分析やターゲットの絞り込み、「店主が厳選した書籍のみを扱う提案型書店」という店舗コンセプトの確立まで多面的なアドバイスをいただくことができました。訴求力の高いホームページの作成やSNSの運営による誘客策についても助言を受け、今に至るまで役に立っています。また、同拠点に紹介を受けた**小規模事業者持続化補助金**についても活用させていただきました。そのお陰で、新規顧客獲得のための多目的対応の売上スペースの拡充などを進めることができました。今後も什器などの設備投資に使える支援策があれば、定期的に活用していきたいと思っています。



ーこれから支援施策を活用したい方へのメッセージがあればお願いします。

私は元々書店で働いていたので、開業するのに当たって本屋の仕組みを広く理解できているという強みはあったと思います。それでも、専門家の方々に様々な課題について相談できたことは大変助かりました。街にとって掛け替えのないインフラである「街の本屋」の灯火を守るためには、商いのやり方をきちんとアップデートさせていく必要があると考えています。よろず支援拠点では親身に対応いただけるので、経営上の悩みを持たれている書店の方がおられたら、ぜひ気軽に一度相談してみてもらえたらと思います。



という漢字を使った言葉って、大切なものばかりです。本質、本物、本心、本当、本命、本格、本望…いくらでも思いつくことができます。日本という国の名前にも本が入っていますね。「本」は一字で書物を表すと同時に、「ものごとの根幹」や「ただし、まこと」を意する漢字でもあります。このことを考えていると、我が国の先人達の本への想いを感じられるような気がして、少し嬉しくなります。英語の“book”に、そのような意味はありませんから。

今回、そんな本を人に届ける書店の皆様、経済産業省の中小企業支援施策を使っていただくためのガイドブックを作成いたしました。全国の書店の取り組みをご覧いただくと共に、ぜひ新たな挑戦をされる際には事例を参考にして、各種支援施策のご活用を検討いただければ幸いです。

経済産業省 書店振興プロジェクトチーム

